

寄付金ハートフルキャンペーン、サポーター活動規程

「寄付金ハートフルキャンペーン、サポーター活動規程」（以下「当規程」という）は、アイリスク研究所株式会社（以下、「当社」という）が実施する寄付金ハートフルキャンペーン（以下、「当キャンペーン」という）におけるサポーター活動（ボランティア活動）について規程を定めるものです。

第1条（目的）

当社が実施する社会貢献事業を積極的に支援することにより、慈善団体・ボランティア団体等へ寄付を行う当キャンペーンを当社と共に地域社会へ広めることを目的とします。

第2条（参加資格）

成人（20歳以上）である個人および法人。

第3条（サポーターの定義）

- (1) 当キャンペーンではボランティア活動をする方の名称をサポーターと称します。
- (2) サポーターはボランティアとして第1条の目的の活動を行うものとします。
- (3) サポーターは自己の責任において活動を行います。

第4条（サポーター活動と活動範囲）

- (1) サポーター活動は、当キャンペーンのPRを行います。PRとは、当キャンペーンの広報・宣伝を意味します。
- (2) 新規サポーターの申し出がある場合、「サポーター申込書」の受付を行い、同申込書を当社へ送付します。
- (3) 当キャンペーンの問合せを受けた場合、当社へ連絡を行う。または、当社ホームページの問合せフォームへ誘導、もしくは当社へ電話をするように誘導します。

第5条（報酬と経費）

- (1) 報酬は無償です。
- (2) 経費は自己負担となります。

第6条（申込と登録）

- (1) サポーターの申込人は当規程を遵守し、同意することが登録条件になります。
- (2) サポーター申込書を当社へ提出（郵送・メール等）します。
- (3) 当社がIDを発行することで登録となります。
- (4) 登録期間は、当キャンペーン期間と同一期間とします。
- (5) 申込書の受付後、当社の判断により登録を行わない場合があります。

第7条（登録抹消）

当キャンペーンの終了と共に登録を抹消します。

その他は下記によります。

- (1) サポーターから登録抹消の申し出があったとき（所定の届出書を提出）
- (2) サポーターが死亡したとき
- (3) サポーター及び当社の信用を失墜する行為、活動上知り得た秘密の漏洩などサポーターとして不適格と認められる事実が発生したとき
- (4) 病気、連絡不能、その他の理由により活動ができないと客観的に認められるとき
- (5) その他、当社が不適格と判断したとき

第8条（連絡・通知方法）

(1) サポーター申込書に記入または掲載している電話番号・メールアドレスにより連絡します。連絡先の変更は、メールによる確認を行います。

(2) 当社から当キャンペーンおよび当規程の変更等は当社のホームページ上に掲載します。

第9条（注意義務）

(1) 活動期間中に限らず活動期間終了後においても、活動中に知り得た固有の情報（個人情報を含む）は第三者へ漏洩してはいけません。

(2) 当キャンペーンの情報開示は当社のホームページに掲載している内容に限定します。その内容以外は当社の事前承諾が必要です。

(3) 当社が提供した資料（電子情報を含む）について、サポーターが返却・破棄を求められた場合、速やかに応じるものとします。

(4) 法人の場合、当規程は当キャンペーンに関わる役職員を含めて遵守するものとします。

第10条（個人情報）

(1) 当社は、サポーターの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、個人情報本人の許可なく当キャンペーンに関わる運用以外の目的に使用しないものとします。

(2) サポーターは、活動により知り得た他人の個人情報については、その守秘に努めなければなりません。

(3) サポーターは個人情報本人の許可なく当キャンペーンに関わる運用以外の目的に使用しないものとします。

第11条（免責事項）

(1) サポーターは、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければなりません。

(2) サポーターは自己の故意又は過失等について、他者に与えた損害に対する賠償責任に

関して、当社に一切の責任を問わないこと、及びサポーターの自己責任において対応するものとしします。

(3) サポーターの故意又は過失等により他の者が被った損害について、当社は賠償の責を負いません。

第 12 条（言語）

当規程の支配言語は日本語とします。多言語への翻訳が参照のため作成されても、日本語の原本のみが効力を有し日本語以外は効力を有しません。

通知に使用する言語は日本語とします。日本語とその他の言語が併記されている場合、日本語の記載のみが効力を有しその他の言語の記載は効力を有しません。

第 13 条（紛争解決）

当規程は日本法によるものとし、紛争は札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 14 条（委任）

当規程に定めるものの他、必要な事項は当社が別に定めます。

以上

2021年5月25日